

(様式1)

受付番号	項目番号	連絡先	委託担当 横浜市立大学附属市民総合医療センター 管理部 物品管理担当 担当者 竹澤 伸乃丞 電話 253-5306
設 計 書			
1 委託名	ベッドメイキング、リネン供給、 洗濯及び集配等業務委託		
2 履行場所	横浜市南区浦舟町4丁目57番地 横浜市立大学附属市民総合医療センター		
3 履行期間 又は期限	<input checked="" type="checkbox"/> 期間 令和3年4月1日 から 令和6年3月31日 まで <input type="checkbox"/> 期限 令和 年 月 日 まで		
4 契約区分	<input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約		
5 その他特約事項	この契約は、公立大学法人横浜市立大学の経営審議会において 令和3年度予算が決定されることを停止条件とする案件です。 停止条件が解除されないときは、契約が成立しません。		
6 現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分、場所)		
7 委託概要	1 洗濯業務 2 基準寝具等供給業務 3 ベッドメイキング業務 4 各種リネン管理搬送業務 5 ベッド消毒、搬送業務 6 手術衣等包装搬送業務 7 定期リネン交換業務 8 退院ベッド休日業務 9 カーテン保守管理業務 10 おしぼり機保守管理業務		

(様式2)

8 各年度における支払い予定額内訳

年度	支払い予定額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	
令和3年度	円	(円)
令和4年度	円	(円)
令和5年度	円	(円)

9 部分払

- する (年12回以内)
 しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	年間数量	単位	単価	金額
1 洗濯業務	毎月	(内訳書の数量による)			円
2 基準寝具等供給業務	毎月	(内訳書の数量による)			
3 ベッドメイキング業務	毎月	12	か月		
4 各種リネン管理搬送業務	毎月	12	か月		
5 ベッド消毒、搬送業務	毎月	12	か月		
6 手術衣等包装搬送業務	毎月	12	か月		
7 定期リネン交換業務	毎月	12	か月		
8 退院ベッド休日業務	毎月	12	か月		
9 カーテン保守管理業務	毎月	(内訳書の数量による)			
10 おしぼり機保守管理業務	毎月	12	か月		
消費税					
合計					

※ 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額 ￥ . -

内訳 業務価格 ￥ . -

消費税及び地方
消費税相当額 ￥ . -

(様式3)

内訳書

品名又は業務内容	形状・寸法等	1年間数量	単位	単価(円)	1年間金額 (円)
1 洗濯業務					
白衣		(26,810)	枚		
白衣 上		(26,070)	枚		
白衣 ズボン		(25,140)	枚		
看護衣 ワンピース		(6,040)	枚		
看護衣 上		(155,480)	枚		
看護衣 ズボン		(132,870)	枚		
予防衣		(2,410)	枚		
手術衣 上		(107,340)	枚		
手術衣 ズボン		(96,370)	枚		
女子手術衣		(2,160)	枚		
四角布		(2,660)	枚		
料理帽		(320)	枚		
料理前掛け		(60)	枚		
作業着		(110)	枚		
キャップ		(280)	枚		
面会用ガウン		(1,050)	枚		
その他		(105,840)	枚		
その他 (滅菌品)					
砂のう袋		(470)	枚		
産着		(15,090)	枚		
バスタオル		(150)	枚		
フェイスタオル		(230)	枚		
オシボリタオル		(120)	枚		
ネルシート		(200)	枚		
無塵衣(薬剤部)		(1,520)	枚		
帽子(薬剤部)		(10)	枚		
ユニフォーム(無菌室)		(760)	枚		
レッキング(無菌室)		(3)	枚		
予防衣(無菌室)		(3)	枚		
ソフトナース		(5,400)	枚		
小計					
洗濯業務計					
2 基準寝具等供給業務					
(1) 寝具類					
入院患者ベッド	(690) 台	(224,940)	組		
外来患者ベッド	(144) 台	(33,850)	組		
外来診察台	(130) 台	(59,710)	組		
当直室・仮眠室等	(88) 台	(34,860)	組		
当直室・仮眠室等(看護)	(8) 台	(12)	月		
手術台(12台)パッド大	(8) 台	(30)	枚		
パッド中	(4) 台	(3)	枚		
デニムシート		(53,030)	枚		
小計					
(2) タオル類					
バスタオル		(160,650)	枚		
フェイスタオル		(416,740)	枚		
おしぼり(下用含む)		(88,100)	枚		
バスマット		(87,975)	枚		
小計					
(3) その他					
① 検査衣, 病衣					
子供用(2S~8S)		(430)	枚		
成人用S		(550)	枚		
成人用M		(39,370)	枚		
成人用L		(48,010)	枚		
成人用LL		(3,470)	枚		
成人用LLL		(1,667)	枚		
手術用軍足		(12,440)	足		
② 新生児用産着		(27,650)	枚		
③ カバー類					
四角布(包交車カバー)		(1,230)	枚		

(様式3)

内訳書

品名又は業務内容	形状・寸法等	1年間数量	単位	単価(円)	1年間金額 (円)
尿便器用		(9,750)	枚		
氷枕用		(410)	枚		
体位交換用枕カバーS		(7,530)	枚		
体位交換用枕カバーM		(8,330)	枚		
体位交換用枕カバーL		(3,570)	枚		
小計					
基準寝具計					
3 ベッドメイキング業務		12	月		
4 各種リネン管理搬送業務		12	月		
5 ベッド消毒、搬送業務		12	月		
6 手術衣等包装搬送業務		12	月		
7 定期リネン交換業務		12	月		
8 退院ベッド休日業務		12	月		
小計					
9 カーテン保守管理業務					
オリジナル		(148,860)	m ²		
ドレープ		(51,180)	m ²		
レース		(912)	m ²		
遮光		(13,980)	m ²		
小児用ドレープ		(6,888)	m ²		
シャワー		(4,320)	m ²		
その他		(1,452)	m ²		
カーテン小計					
10 おしぼり機保守管理業務	23台	12	月		
合計					
消費税					
総合計					

ベッドメイキング、リネン供給、洗濯及び集配等業務委託仕様書

委託者公立大学法人横浜市立大学を甲とし、受託者を乙としてこの仕様書を定める。

第1 前提

横浜市立大学附属市民総合医療センターは、市民の皆様信頼され愛される病院を創造することを病院理念としている。受託者は病院理念、基本方針に基づき、清潔かつ衛生的に業務を行う事。

病院理念

私たちは、市民の皆様信頼され愛される病院を創造します。

基本方針

1. 患者の意思を尊重し、安全・安心な医療を行います。
2. 救急医療及び高度専門医療を通じて、地域社会に貢献します。
3. 大学病院として良質な医療人を育成します。
4. 快適な医療環境を大切にし、健全経営に努めます。

第2 業務目的

乙は、この洗濯、基準寝具・リネン供給管理、ベッド消毒、カーテン保守管理、おしぼり機保守管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という）に定める内容を熟知して、関連法令に基づき甲が求める業務を安全・確実に行う。

基本的な業務内容

- 1 安全・安心な医療を行い、救急医療・高度専門医療を行う一助となるよう掲題の諸業務をおこなうこと。
- 2 院内の各部署で使用される、看護衣等ユニフォーム類を回収並びに洗濯し、衛生的且つ清潔な洗濯物を供給すること。
- 3 乙の所有する基準寝具、タオル類を関係法令に基づき、衛生的且つ良心的に院内各部署へ供給すること。
- 4 ベッド・マットレス等の管理を一元的に行い、ベッドを有効利用するとともに、感染予防を行い快適な寝具を各部署に供給すること。
- 5 乙は、自己の所有するカーテン等（以下「カーテン」という。）を、関係法令に基づき、衛生的かつ良心的に甲へ賃貸するものとし、甲が院内各部署で使用すること。
- 6 乙は、甲が病棟で使用するウェットタオルディスペンサーについて、保守、消耗品の補充、清掃等を行い、清潔でいつも新しいタオルが使用できる環境を整えること。

第3 履行場所

横浜市南区浦舟町4-57

横浜市立大学附属市民総合医療センター

第4 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

第5 勤務時間

原則として毎日午前8時から午後5時までとする。

土・日・祝日の勤務及び各業務の作業時間の詳細については甲と別途協議し決定するものとする。

第6 業務内容

1 洗濯及び集配業務

院内より出される甲所有の洗濯物について、次の作業手順により洗濯を行う。

(1) 業務内容

ア 収集・供給業務

甲の指定する場所への定期的な収集・供給業務を行う。

イ 洗濯

収集した洗濯物は、速やかに乙の所有する洗濯施設において洗濯を行う。

また、甲の指示により漂白・消毒についても行う。

洗濯に関しては、平成5年2月15日付「指第14号厚生省健康政策局総務課長通知」の衛生基準によるものとする。

ウ 洗濯頻度

(ア) ユニフォーム等被服については、1週間2回を原則とする。

(イ) その他のリネンについては、随時行う。

(ウ) 無菌室及びNICUに関わる被服類及びリネン類は、毎日集配及び洗濯を行い、滅菌用に梱包する。但し納入期限は中2日仕上げとする。

(2) 対象洗濯物

対象洗濯物については、設計書(様式3)「1洗濯業務」のとおりとする。

なお甲は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(「以下感染症の法律」とする)第6条第2項から第5項までに規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのある寝具類であって、医療機関において「感染症の法律」第29条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯を乙に委託することはできない。

(3) 作業要領

ア 乙が、甲に供給する洗濯物は、常に衛生的で清潔なものとする。

イ 乙は、収集業務を実施するにあたり、洗濯収集室として、甲の指定する場所を使用することができる。

ウ 乙は、手術衣、及び四角布については、甲の指定する方法で折りたたんで納入することとする。

エ 乙は、折りたたみ作業において、補修を必要とする洗濯物については、補修をほどこした後、仕分けをして納入することとする。

オ 乙は、洗濯業務を行うにあたっては、自己の所有する洗濯施設を使用して行うこと

とする。

カ 乙は、甲が指定する洗濯物については、甲が所有する洗濯設備を使用して洗濯業務を行うこととする。

この場合において、電気料金、水道料金及び燃料費は甲が負担することとし、使用する洗剤については、乙の負担とする。

キ 甲は、感染性の汚染物を一般のリネンと分別しておくこととし、乙は、甲が定める方法で取り扱い洗濯を行うこととする。

2 基準寝具等供給業務

甲が定める仕様の乙所有（一部は甲所有）の基準寝具を供給管理する。

(1) 業務内容

ア 基準寝具

(ア) 病棟

a 寝具内容

(a) 一般病棟

ベッドパッド、シーツ、枕、枕カバー、タオルケット、肌掛け、包布、マキシフロート、ルフランマット、エバーフィット、ソフトナース、パラケアマットレス、アキュマックス

(b) 母子医療センター

ベッドパッド、シーツ（クベースシーツ含む）、毛布、毛布カバー
NICU（3床）については、滅菌済のものとする。

(c) 診察台 診察台カバー、タオルケット

b 必要設備数

726組を常時使用する。予備寝具として各部署の収納場所に規定の数を保管する。

c 交換頻度

・定期交換（シーツ、枕カバー、包布、肌掛け、タオルケット）

週1回

・退院時及び臨時交換（一式）

随時

(イ) 外来

a 寝具内容

ベッド 病棟の基準寝具と同様の寝具を用意する。

診察台 診察台カバー、タオルケット

b 必要設備数

外来ベッド、診察台のすべてを業務の対象とする。予備寝具は各部署の収納場所に規定の数を保管する。

c 交換頻度

定期交換（診察台カバー、枕カバー、シーツ、タオルケット、枕、肌掛け）

週1回

(ウ) 当直室・仮眠室等

- a 寝具内容
敷き布団、シーツ、枕カバー、枕、シュレープ（冬用厚手布団）、包布、タオルケット
- b 必要設備数
当直室・仮眠室ベッド（96台）を常時使用する。予備寝具として各室に規定数を保管する。
- c 交換頻度
定期交換（敷き布団、枕） 年3回
定期交換（肌掛け） 年2回
随時交換（枕カバー、包布、シーツ） 随時各部署に配布・回収する。
穴の開いたシーツがないよう常に注意し、発見した場合には除去すること。

(エ) その他寝具

- a 寝具内容
デニムシーツ、手術台パッド（大・中）
- b 必要設備数
(a) デニムシーツ 必要数を所定の収納場所に配置する。
(b) 手術台パッド 手術室必要数を所定の収納場所に配置する。

イ タオル類

甲の指定する場所に供給し、使用後回収する。供給・回収の頻度は、甲の定めるものとする。
対象タオルについては、設計書(様式3)「2基準寝具等供給業務(2)タオル類」のとおりとする。タオルは使用頻度から生地消耗具合を確認し新しいものに交換すること。おしぼりタオルは体毛等の異物が残存しないように注意すること。

ウ その他の物品

次の物品を週1回交換する。

- 対象物品

品 目	条 件
検査衣	病衣を兼ねる
新生児用産着	ガーゼ仕様（抗菌済のもの）
カバー類	四角布（包交車、器械用） 体交枕カバー〔大、中、小(各安楽物品用)〕 尿便器用

エ 入院患者対象レンタルについて

入院に必要な物品のレンタルを希望する患者に対し対応すること。詳細については、別途甲乙協議して定める。

(2) 作業要領

- ア 乙は、平成5年2月15日「指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添2」に定める衛生基準に従い寝具類を適正に処理しなければならない。
- イ 乙は、甲の指定する倉庫を寝具倉庫として使用することができる。
- ウ 甲は、当該業務に関して必要と認めた場合は、乙の所有する施設に立ち入り検査をすることが出来ることとする。
- エ 寝具類・タオル・その他のリネンに体液（血液、膿、分泌物等）及び大小便等が付着した場合は、甲において下洗いをを行い、乙に引き渡すものとする。
- オ 乙は、寝具の供給・回収に係わる運搬台車、ランドリーワゴン・バッグ、車両の費用及び運搬費用を負担するものとする。
- カ 甲は、乙より供給された寝具を紛失、破損その他の理由により返還できない場合は紛失、破損分等の費用を乙に支払うものとする。
- キ 甲は、感染患者の汚染物を一般のリネンと分別しておくこととし、乙は、甲が定める方法で取り扱い洗濯することとする。
- ク 乙は、ベッドメイキングの際などに、シーツの穴あきや汚れ等に注意し、不具合があれば常に交換すること。
- ケ おしぼりタオルは、体毛が残存しているものが患者に供給されないよう、クリーニングを適切に行うことで、清潔で安全なおしぼりの供給に努めること。

3 ベッドメイキング

甲が定める方法で次のとおりベッドメイキング業務を行う。

(1) 定期ベッドメイキング

定期ベッドメイキングは、甲が行い、包布交換は乙が行う。

シーツ・枕カバーについては、乙が、指定の病床分を前日までに各部署へ配布しておく。

(2) 退院ベッドメイキング（毎日）

患者退院時ベッドメイキング業務として、ベッドパッド、シーツ、枕カバー、タオルケット、包布交換を行う。

(3) 当直室ベッドメイキング（毎日）

甲が指定する当直室について、ベッドメイキングを行う。甲が指定する当直室の数は72床とする。

4 ベッド消毒業務

(1) 業務内容

ア ベッド洗浄・清拭

- (ア) 各部署から依頼（感染症、汚染の著しいもの）のあったウォッシュャブル加工のベッドをベッド洗浄機で洗浄する。なお乙は、甲が所有する洗浄設備を使用し洗浄を行うこととする。またこの場合において、電気料金、水道料金及び燃料費は甲が負担することとし、使用する洗剤については、乙の負担とする。

- (イ) ベッド洗浄機での洗浄は1回に1台とする。

(ウ) ウォッシュャブル未加工のベッドは手洗い（清拭）とする。

(エ) 受付は午前9時から午後3時までとする。

イ マットレス消毒・洗浄

(ア) 各部署より依頼（感染症、汚染の著しいもの）のあったマットレスは80%エタノールを含んだクロスで清拭する。

(イ) 汚染の著しいマットレスは洗浄・乾燥する。（ウォッシュャブル加工のもの）

(ウ) 体圧分散寝具を使用している場合は、マット清掃として80%エタノールを含んだクロスで清拭する。

ウ 洗浄・消毒後のベッド、マットレスの点検、保管

(ア) 洗浄・清拭後のベッドは機能及び作動チェックを行う。

(イ) 消毒後のマットレスは、破損・破れ等のチェックを行う。

(ウ) 点検後清潔エリアの保管スペースで保管する。

(エ) マットレス等の管理を行う。

エ 修理

必要に応じて手作業による修理を行う（ベッドの油差し、ネジの増し締め等）。

オ ベッド・マットレス等の運搬・回収

(ア) 依頼のあった部署への搬送・回収を行う。

(イ) 搬送・回収は原則として土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時30分までの間に行う。

カ 定期清掃・消毒計画

(ア) 本館病棟、救急棟のベッド、マットレスの洗浄・消毒を計画的に行う。

(イ) そのほか、洗浄の依頼があれば洗浄を行う。

(2) 対象物品

ア ベッド

イ マットレス

ウ 保育器（クベース）

エ コット

5 リネン供給管理業務

リネン全般の管理業務を次のとおり行う。

(1) 全てのリネンに関し、清潔・不潔リネン庫の管理を行う。

(2) 全てのリネンに関し、病棟リネン庫及びその他の部署にあるリネン保管場所の管理を行う。

(3) 清潔・不潔リネン庫と病棟リネン庫保管場所及び滅菌器材室への供給業務を行う。

(4) 乙が業務を履行する上で、必要な備品・消耗品等については乙が負担する。

(5) 全てのリネンに関し、品目と数量について台帳を用いて管理し、毎月の請求書作成時に管理実績を報告するものとする。

6 カーテン保守管理業務

(1) 業務内容

ア 乙は、甲の指定するカーテン取り付け箇所に消防法第8条3に基づく難燃性の生地のカーテンを取り付け、保守管理するものとする。

イ 乙は、取り付け作業日については、予め甲に相談の上、承諾を得るものとする。

(2) カーテンの規格・品質

ア 乙は、甲から新規の場所にカーテンを取り付ける依頼があった場合には、甲の指定するカーテン取り付け箇所に消防法第8条3に基づく難燃性の生地のカーテンを新規に取付けるものとする。

イ 上記アにより取り付けるカーテンの種類・カーテンフック等は、甲が指定するものとする。

ウ カーテンの種類

間仕切りカーテン	外来・処置室等間仕切りカーテン
ベッド周りカーテン	特浴室シャワーカーテン
個室入口カーテン	特室カーテン
トイレ周りカーテン	ダイルームロールカーテン
ドアカーテン	遮光カーテン
暗幕	ブラインド
個室用シャワーカーテン	

(3) カーテン交換

ア 定期交換

(ア) 乙は、年1回、甲に賃貸したカーテンのクリーニングを行うものとする。ただし、個室用シャワーカーテンのクリーニングについては、定期的（2回/年）行うものとする。

(イ) 乙は、既存カーテンを取り外した時、併せて予備カーテンを取付けるものとする。

(ウ) 乙は、定期交換の日程等について、予め甲の承諾を得るものとする。

イ 随時交換

乙は、汚染等により甲が交換の必要を認めたカーテンについて、作業時間の範囲内において速やかに交換するものとする。

(4) その他

ア 乙は、甲に供給する全てのカーテンに関し、品目と数量について台帳を用いて管理するものとし、毎月の請求書作成時に管理実績を報告するものとする。

イ 乙は、甲の指定する倉庫をカーテン倉庫として使用することができる。

ウ 甲は、乙から供給されたカーテンを紛失、損失その他の理由により返還できない場合は、紛失、破損分等の費用を乙に支払うものとする。

エ 保証期間は3年とし、甲による損傷または天災・公害を除き無償で保障するものとする。

オ 交換時の予備カーテン等は、乙が用意し管理するものとする。

カ その他カーテンに係る詳細については別途「防災カーテン仕様書」による。

7 おしぼり機保守管理業務

- ア 乙は、甲が病棟で使用するウェットタオルディスペンサー（おしぼり機）23台について、保守と消耗品（ロール紙・除菌液）の補充を行う。
- イ 乙は、機械の清拭を週1回、除菌液タンクの清掃を月1回行う。
- ウ おしぼり機の必要台数については甲乙で協議できるものとする。

第7 契約の遂行と業務代行

- 1 乙は、甲より依頼を受けた業務につき、甲の許可なく再委託を行ってはならない。
- 2 乙は、契約約款規定及び天災等による場合を除き、この業務の遂行をしなければならない。
- 3 乙は、前項の理由により、業務を一時的に停止する場合は、「社団法人日本病院寝具協会」に業務の代行を依頼しなければならない。
- 4 乙は、第3項により、業務を代行させる場合は、甲に「社団法人日本病院寝具協会」との契約書を提示しなければならない。
- 5 前2項の代行業務の範囲は、業務代行保証に関する細則に基づくものとする。

第8 資格要件

- 1 乙は「クリーニング所適合確認書」を有し、「財団法人医療関連サービス振興会」の認定を受けていること。
- 2 乙は県内の病院500床以上の納入実績がある業者とする。

第9 報告

- 1 乙は、業務の日報・月報等を作成し、書面をもって遅延なく甲に報告する。
- 2 甲は、乙に対し必要があると認めるときは、いつでも委託業務の状況について報告を求め、または自ら実地調査できるものとする。
- 3 甲は、前項の規定により報告の結果または調査の結果必要と認めるときは、乙に必要な措置を命じ、または自ら必要な措置をすることができる。
- 4 甲と乙は適時、業務実施状況について協議し、業務の見直し等を行い業務の質の向上に努める。

第10 個人情報の保護

- 1 本業務に従事する者は、業務上知りえた患者等に係る個人の情報を他に漏洩してはならない。職を退いた後も同様とする。
- 2 乙は、本契約による業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守（報告等含む）しなければならない。
- 3 個人情報の取扱いに関する研修を、本業務の全従事者に対し、年に1回以上行うこと。また、新たに従事する者に対しては、適時、研修を行うこと。乙は、研修報告書（研修日時、受講者、研修内容等）を作成し、書面をもって遅延なく甲に報告する。
- 4 甲は、前項の規定により報告を受けまたは調査した結果必要と認めるときは、乙に必要な措置を命じ、または自ら必要な措置をすることができる。

第 11 引き継ぎ業務

- 1 乙は全業務の詳細な業務マニュアル（標準作業書等）を作成し、契約更新の際には事前に甲に提出すること。業務従事者の異動の際にも業務マニュアル等をもとに引き継ぎを確実にし、業務に支障のないようにすること。
- 2 乙は契約の解除または契約期間満了後に、甲が他の業者と契約を締結することとなった場合、他の業者が本業務を支障なく遂行するために、契約の解除または契約期間満了までに、他の業者と十分な引き継ぎ期間を設け業務引き継ぎを行わなければならない。

第 12 その他

- 1 乙は作業に際しては、甲の診療業務および職員、患者、来客などの通行に支障がないよう努めること。そのために、常に職員を教育すること。
- 2 乙はこの契約の履行に当たり使用する甲の施設について、良好な環境の維持に努めなければならない。
- 3 乙は「業務案内書」、「標準作業書」を毎年度当初に甲に提出すること。また変更があった場合には速やかに改訂版を作成し、甲に提出すること。
- 4 乙は代表者等の変更があった場合には速やかに関係機関に届け出ると共に、甲に連絡すること。
- 5 本業務に従事する者は、患者及び来院者に対して言葉遣い、態度に注意し、節度ある接遇を行わなければならない。また、乙は甲が指定する写真入名札を作成し、従業員に着用させなければならない。なお、従業員雇用に伴い作成した名札の写しを甲に提出すること。
- 6 乙は現場責任者を選任し、契約後速やかに甲の指定する様式に現場責任者及び従事者の履歴等について記載し、甲に提出しなければならない。
- 7 現場責任者は、本業務が円滑に行われるよう、次のことを行う。
 - (1) 従事者への指揮及び監督
 - (2) 契約の履行に関し、甲との業務連絡及び監督
 - (3) 契約に基づく履行状況の確認
 - (4) 乙は従事者が業務に由来して感染症に罹患することがないように、また院内感染の媒介者にならないよう十分に注意し、現場従事者に対する院内感染対策及び健康管理に関する教育を実施すること。
 - (5) (ア) 乙は従事者の健康管理のため、年に 1 回以上健康診断を実施すること。
(イ) 乙は一般的な健康診断の項目に加え、その受託業務内容に応じて、必要な感染症検査等（ツベルクリン反応検査、B 型肝炎検査、O-157 保菌検査等）を実施すること。
なお、その結果問題ある従事者が判明した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、その旨甲に報告すること。
 - (6) 甲及び乙は相互に協力し、感染防止に必要な情報交換を行い、もって院内感染拡大の防止に努めること。
 - (7) 体調不良等緊急な措置が必要な従事者が判明した場合は、甲はただちに必要な措置を行い、その内容を甲に報告すること。
 - (8) 従事者の感染が判明した場合の出勤停止等の判断は当院職員への対応に準ずる。

- (9) 本仕様書に記載がない事項については随時甲乙で協議するものとする。
- (10) 本仕様書は毎年見直しができることとする。

防炎カーテン

仕 様 書

公立大学法人横浜市立大学

横浜市立大学附属市民総合医療センター

仕 様 書

1 賃借期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

2 カーテンの数量

約2,400枚 約671,160㎡

3 カーテン仕様

現状同等品が望ましいが、下記条件を満たすものであれば、事前サンプル確認後了承するものとする

(1) 防災カーテン生地基本条件

- ア 消防法第8条の3に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性の生地を使用すること。また、防災ラベルは、ラベルのものを使用すること。
- イ 色彩及び厚み等については、(2)に上げる条件を満たし、賃貸人の見本提示に基づいて、賃借人の指定したものを使用すること。また、全ての素材に関して水洗い可能な生地材質（ウォッシュャブル）とする。
- ウ (2)による抗菌指定箇所は、抗菌である旨のラベルを一枚ごとに縫い付けること。

(2) 防災カーテン生地用途別条件

ア 一般病床、外来

窓カーテンは適度な採光性を備え、柔らかくスムーズに開閉できる材質とする。
ベッド廻りカーテン及び外来用カーテンは、不特定多数の患者様に接する機会が見込まれるため、安全で清潔な空間を維持提供する目的により、抗菌機能を備える材質とする。また、使用頻度及び以後の定期メンテナンスその他を考慮し、つなぎ目の無い一体縫製可能な生地（横使い生地）を基本とする。

イ 個室、二人床（差額請求箇所）及び病院指定箇所

窓カーテンは一般病床と同条件とし、当院室内環境に適した柄のドレープとする。但し、契約期間内の縮み、変形の恐れがあるものは該当しない（入札前に生地収縮テストデータを提出すること）この際の基準は当院設定とする。

ウ その他生地の条件

遮光生地 遮光率99.99%（遮光1級）とする

暗幕（眼科用） 生地表面を黒とし、遮光1級及び防汚性能に優れた生地とする。

シャワー用 撥水性に優れ、その使用箇所からつなぎ目の無い一体縫製とする。

4 防災カーテンの縫製について

- (1) 窓用防災ドレープカーテン及び防災レースカーテンは、片ヒダ1.5倍ヒダとする。
- (2) 病室内仕切用防災カーテンは、原則として同材質のメッシュ入り生地で仕立てること。
- (3) カーテンフックは、永久に錆びないステンレス製を使用し、窓、ベッド廻りを問わず、カーテンから抜け落ちないように生地に織り込み生地から外れぬ様仕立てること。また、病院職員による臨時的交換業務に際し、職員及び患者様にフックによるけが等が発生しないよう、フックの頭部が丸みを帯びていなければならない。
- (4) 縫製防災カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標榜したラベルを防災カーテン1枚ごと縫い付けること。
- (5) 各防災カーテンは臨時的交換業務の支障を考慮し、カーテンサイズラベルを1枚ごとに縫い付けること。
- (6) ベッド廻りカーテンはカーテン強度を考慮し、縫い合わせのない一体縫製を基本とする。但し、外来における規格外サイズに関してはこれに該当しない。

5 定期メンテナンス

- (1) 契約カーテンに関しては、同契約の定める一定期間にてカーテンメンテナンスを実施すること。その際、契約カーテンと同等サイズの防災予備カーテンを使用すること。カーテンのランドリー方法、及びカーテン交換作業条件は下記に示すとおりとする。
- (2) カーテン・ランドリークリーニングの方法は、
 - ア 予洗 (1回～2回常温にて最低5分以上)
 - イ 本洗 (1回～2回 30℃～60℃洗剤にて約10分)
 - ウ 濯ぎ (2回～3回、1回につき最低3分以上)
 - エ 脱水 (遠心分離機にて絞り脱水)
 - オ プレス仕上げ(カーテン用ヒートローラーにて1枚ずつプレス仕上げ)の工程を行うこと。(病院側によるクリーニング工場の見学も可能とする。)
- (3) 上記業務を実施するときは、作業工程表を提出し病院側の了解を得ること。
- (4) 血液及び汚物等で汚れた時や特に汚れが酷いものについては、定期メンテナンスに関わらず随時無償で洗濯を行うこと。又、それに伴う代替カーテンは賃借人が臨時的なメンテナンスに十分な大きさ、数量を用意し病院へ納入すること。
- (5) 防災カーテンの交換業務にあたっては、病院担当者の指示に従い、特に患者様の生活を妨げないように心掛けること。
- (6) 防災カーテンの交換業務に関与するスタッフは、病院担当者に迷惑がかからないよう、必ず業者を証明するユニホームを着用すること。
- (7) 賃借人は通常の使用に伴う防災カーテンのほつれ、綻び等の補修を随時無償で行うこと。

- (8) カーテンメンテナンス時のカーテン運搬車両は駐車場での安全を考慮し、パワーゲート付トラックにて行うこと。病院搬入時はカーテン専用ラックを使用し搬入作業を行うこと。
- (9) カーテン取り外しの際は衛生面を考慮し常時ランドリーバッグを使用すること。
- (10)取り外したカーテンを室内、または通路等に直接触れることがないように作業すること
クリーニング済みカーテンの搬入の際は清潔感を重視し、また、入院患者様及び、来院者様の見栄え、安全を考慮して専用のカーテンバッグを使用すること。

6 納入等

- (1) 賃借人は、物品納入等の作業中における物損及び対人傷害を想定しそれを保証する保険に加入している業者とし、それを証明するものの写しを契約時に病院側に提出すること。
- (2) 賃貸人は防災カーテンの仕立に現場において実測すること。
- (3) 防災カーテンの取付けは、すべて賃貸人が行うこと。